

保護者の皆さまへ

白山市健康福祉部こども子育て課

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う

保育所等の対応について

日頃は、本市の保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、保育所等の登園自粛やご家庭での健康観察、感染症予防等にご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

先般、本県が緊急事態措置を実施すべき区域から解除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策にかかる保育所等の対応については、下記のとおりとします。なお、今後は状況の変化により取扱いが変わる可能性がありますのでご了承ください。

記

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き家庭保育のお願い

緊急事態措置は解除されましたが、感染防止策の徹底等を継続する必要があるため、在宅勤務や育児休業中、仕事を休んで家にいる等ご家庭で保育が可能な方には、5月31日（日）までは引き続き家庭保育にご協力をお願いします。

2. 保育所等の休園について

今後、児童や職員に感染が確認された場合や地域で感染が拡大した場合、当該保育所等の臨時休園を行う場合があります。

3. 登園の際の健康管理について

- ・登園にあたっては、登園前にご家庭で子どもの体温を計測し、発熱等の症状がある場合、登園を控え家庭で様子を見てください。
- ・熱が下がってから少なくとも24時間以上経過し、症状が改善するまでは、登園せず家庭で様子を見てください。
- ・登園する場合も引き続き、子どもの健康状態にご留意ください。

4. 利用者負担額（保育料）について（3歳未満児）

令和2年4月1日（水）から5月31日（日）までの期間内に欠席した日数に応じて日割り計算にて減免を行います。6月以降の利用者負担額は、欠席の有無にかかわらず通常通りご負担いただくこととなります。

【お問合せ先】

白山市健康福祉部こども子育て課
TEL (076) 274-9527